

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和4年3月29日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (歴史資料)	勝平神社の石造 狛犬	一対	秋田市保戸野鉄砲町 4番28号	宗教法人勝平神社 代表役員 金山智紀